

現定款

目次
第1章 総則（第1条—第7条）
第2章 役員（第8条—第16条）
第3章 審議機関
第1節 経営審議会（第17条—第19条）
第2節 教育経営評議会（第20条—第22条）
第4章 業務の範囲及びその執行（第23条・第24条）
第5章 資本金等（第25条・第26条）
第6章 委任（第27条）
附則
第1章 総則
省略
第2章 役員
(定数)
第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、 <u>理事5人</u> 以内及び監事2人以内を置く。
(職務及び権限)
第9条 省略
2 理事長は、 <u>第16条</u> 各号に掲げる事項について決定しようとするときは、 <u>第14条</u> に規定する役員会の議を経なければならない。
3 副理事長は、理事長を補佐して法人の業務を掌握する。
4—8 省略

一部変更案

目次
第1章 総則（第1条—第7条）
第2章 役員（第8条—第17条）
第3章 審議機関
第1節 経営審議会（第18条—第20条）
第2節 教育研究評議会（第21条—第23条）
第4章 業務の範囲内及びその執行（第24条・第25条）
第5章 資本金等（第26条・第27条）
第6章 委任（第28条）
附則
第1章 総則
省略
第2章 役員
(定数)
第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、 <u>理事6人</u> 以内及び監事2人以内を置く。→ 改変
(職務及び権限)
第9条 省略
2 理事長は、 <u>第17条</u> 各号に掲げる事項について決定しようとするときは、 <u>第15条</u> に規定する役員会の議を経なければならない。→ 読み換え
3 副理事長は、 <u>法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌握する。</u>
4—8 省略 → 改変

(理事長の任命等)

第10条 理事長の任命は、法人の申し出に基づき、市長が行う。

- 2 理事長は、市立大学の学長となるものとする。
- 3 理事長を選考するため、理事長選考会議を置く。
- 4 第1項の法人の申し出は、理事長選考会議に基づき行う。
- 5 理事長選考会議は、委員6人で構成し、委員は、次に掲げる者各同数をもって充てる。
 - (1) 第17条第2項第2号から第4号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者
 - (2) 第20条第2項第2号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究評議会において選出された者
- 6 前項第1号に掲げる者のうち1人は第17条第2項第2号又は第3号に掲げる者、前項第2号に掲げる者のうち1人は第20条第2項第3号に掲げる者でなければならない。
- 7 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 8 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 9 第5項から前項までに定めるもののほか、議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が同会議に諮って定める。

(理事長の任命) →大幅改変 キーポイント

第10条 理事長の任命は、市長が行う。 →大幅改変 キーポイント

2 削除

3 削除

4 削除

5 削除

6 削除

7 削除

8 削除

9 削除 →大幅改変

(学長の任命等) → 新設・大幅改変

第11条 市立大学の学長は理事長とは別に任命するものとする。

2 学長を選考するため、市立大学に学長選考会議を置く。

3 学長の任命は、学長選考会議の選考に基づき、理事長が行う。

4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

5 学長選考会議は、委員6人で構成し、委員は、次に掲げる者各同数をもって充てる。

(1) 第18条第2項第3号及び第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者

(2) 第21条第2項から第6号までに掲げる者の中から同条第1項に規

(副理事長及び理事の任命等)

第11条 副理事長及び理事の任命は、理事長が行う。

- 2 理事のうち1人は、法人の役員又は職員以外の者(以下「学外者」という。)の中から任命しなければならない。

(監事の任命)

第12条 省略

(任期)

第13条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を越えない範囲において、理事長選考会議の議を経て、法人の規定で定める。

- 2 副理事長及び理事の任期は、6年を越えない範囲内において、理事長がこれを定める。

3-4 省略

- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事が、最初の任命の際に、学外者であったときは、その再任の際における第11条第2項の規定の適用については、当該理事を学外者とみなす。

定する教育研究評議会において選出された者

6 第18条第2項第4号又は第21条第2項第6号に掲げる者の中から選出された委員の数は、委員の2分の1以上でなければならない。

7 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 議長は、学長選考会議を主宰する。

9 第5項から前項までに定めるもののほか、議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が同会議に諮って定める。

(副理事長及び理事の任命等)

第12条 副理事長及び理事の任命は、理事長が行う。→読み換え

- 2 理事の任命に当たっては、その任命の際現に学外者(法人の役員又は職員以外のものをいう。以下同じ。)である者が理事の総数の2分の1以上含まれるようにしなければならない。→大幅改変

(監事の任命)

第13条 省略

(任期)

第14条 理事長の任期は、2年とする。→新設

2 副理事長となる学長の任期は、学長選考会議の議を経て、法人の規定でこれを定める。→改変

3 理事の任期は、2年とする。→新設

4-5 省略

- 6 役員は、再任されることができる。この場合において、理事が、最初の任命の際に、学外者であったときは、その再任の際における第12条第2項の規定の適用については、当該理事を学外者とみなす。→読み換え

(役員会の召集及び議事)

第15条 省略

2 役員会の構成員の2人以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

3—7 省略

(役員会の議決事項)

第16条 省略

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第17条 省略

2 経営審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) — (3) 省略

(4) 学外者で大学に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、第20条第1項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて理事長が任命するもの。

3—6 省略

(設置及び議事)

第18条 省略

(役員会の設置及び構成)

第15条 省略 →読み換え

(役員会の召集及び議事)

第16条 省略 →読み換え

2 理事長は、役員会の構成員の2人以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。 →改変

3—7 省略

(役員会の議決事項)

第17条 省略 →読み換え

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第18条 省略 →読み換え

2 経営審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) — (3) 省略

(4) 学外者で大学に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、第20条第1項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて理事長が任命するもの。 →読み換え

3—6 省略

(設置及び議事)

第19条 省略 →読み換え

(審議事項)

第19条 省略

第2節 教育研究評議会

(設置及び構成)

第20条 省略

- 2 教育研究評議会は、次に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学長が指名する理事
 - (4) 学長が定める教育研究上重要な組織の長
 - (5) 教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員

(審議事項)

第20条 省略 →読み換え

第2節 教育研究評議会

(設置及び構成)

第21条 省略 →読み換え

- 2 教育研究委員は、次に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学長が指名する理事
 - (4) 学長が定める教育研究上重要な組織の長
 - (5) 教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員
 - (6) 学外者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の承認を経て学長が任命するもの。
- 3 前項第6号に該当する委員の数は、4名とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1項から第4号までに該当する委員の任期は、当該職の任期による。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。この場合において、委員が最初の任命の際に学外者であったときは、その再任の際における第2項第6号の規定の適用については、当該委員を学外者とみなす。 →大幅改変

第3章 審議機関 第2節 教育研究評議会
第4章 業務の範囲及びその執行
第5章 資本金等
第6章 委任
附則

第21条—第27条 省略

別表（第25条関係） 省略

第3章 審議機関 第2節 教育研究評議会
第4章 業務の範囲及びその執行
第5章 資本金等
第6章 委任
附則

第22条—第28条 省略 →読み換え

別表（第25条関係） 省略 →読み換え

参考して、地方独立行政法人法（抄）として、
「(定款)

第8条 省略

2 定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りではない。

3—4 省略」と、わざわざ、条文のうち、第2項の変更が「軽微」な場合には、まず、議会の議決が必要ない旨だけが強調されるように、添付されている。